

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第12条関係）				別表第2（第12条関係）			
行政処分基準				行政処分基準			
違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数	違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反				1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反			
[略]				[略]			
産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）未交付等	[略] 第12条の5第5項	処分受託者が管理票の写しを管理票交付者に送付せず、若しくは法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した場合	[略]	産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）未交付等	[略] 第12条の5第6項	処分受託者が管理票の写しを管理票交付者に送付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した場合	[略]
[略]				[略]			
虚偽登録等	第12条の5第1項	[略]		虚偽登録等	第12条の5第1項	電子情報処理組織使用義務者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合	
	第12条の5第2項	[略]			第12条の5第2項	[略]	
	第12条の5第3項	[略]			第12条の5第3項	[略]	
	[略]				第12条の5第4項	[略]	
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。